

八郎潟町告示第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月19日

八郎潟町長 畠山菊夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小池地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月15日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 2経営体

個人 17経営体

4. 対象地区の課題

現在の中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積は、65才以上の農業者における後継者未定の耕作面積をほぼカバーできているものの、中心経営体の約5割が後継者未定となっている。地区における高齢者の割合が高く、中心経営体の平均年齢も62.6歳と高齢化が進んでおり5～10年後を見越した新たな農地の受け手の確保が必要。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小池地区を主とする中心経営体である認定法人及び認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

また、小池地区における後継者が農業経営を開始した場合は、優先して農地の集積を行う。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針

・農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、105筆、45,199㎡となっている。

・農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を中間管理機構に貸し付ける。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

・生產品目の明確化

安定した定した水稻・大豆の生産を中心として玉ねぎやキャベツ等の高収益作物の生産拡大を推進し、農業所得の向上を図る。また、育苗ハウスを利用した冬期間のほうれん草等の生産に取組年間を通した営農を行う。これらの取組により水稻単一からの脱却を図り、同時に耕作放棄地の解消に取り組む。

・新規就農者確保の取組方針

関係機関と協力の上、情報を共有しながら地域内外の新たな担い手を掘り起こし、技術継承等を行い育成する。